



新規給水負担金、メーター負担金について

①新規給水負担金

給水装置の新設工事又は増径工事時に、申込者が負担

②メーター負担金

集合住宅用隔測メーター(私有)の契約者が、
直読メーター(上下水道 局貸与)への切替え時に負担

①新規給水負担金

新規給水負担金積算式

$$\text{① (有形固定資産 - 建設仮勘定)} \times \text{負担率} = \text{対象固定資産}$$

$$\text{② 対象固定資産} \div \text{補正後給水戸数} = \text{基本単価}$$

$$\text{③ 基本単価} \times \text{流量比} = \text{口径別給水負担金}$$

①新規給水負担金

事務局案について

【事務局案】

現行負担金の据え置き

【理由】

- 内部留保資金が確保できる見通しであること
- 世代間の負担の公平性の確保
- 他市との比較における負担金の状況

(参考) 給水負担金の位置づけと算定の考え方

給水負担金の法的位置づけと役割

水道法（昭和32年法律第177号）第14条

- 1 水道事業者は、料金、**給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件**について、供給規程を定めなければならない。
- 2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
 - 三 水道事業者及び**水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分**及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
 - 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。



豊田市水道事業給水条例（昭和34年条例第10号）第28条

- 1 **給水装置の新設工事**及び**既設給水装置の改造工事(メーターの口径が増径となる場合に限る。)**の申込者(次項の申込者を除く。)は、次表に掲げる金額に100分の110を乗じて得た金額を新規給水負担金として前納しなければならない。

加入金算定における考え方

加入金算定基準（日本水道協会）第2項に基づき、更新投資に対する負担金として、下表の目的に沿った算定をしています。

目的	対応
新旧需要者間の負担の公平	既存設備については、経常支出（減価償却費）を基準にするとともに、更新投資の財源とすることで、長期的な視点で負担の公平の目的を達成
原因者（新規加入者）の適正負担	既存設備の機能増強により新規需要者増加への対応も可能なため、更新投資の財源とすることで、原因者の適正負担目的を達成
水道財政基盤の強化	加入者が一定程度の金銭を負担することは、内部留保資金の増加につながることから、財政基盤強化の目的を達成

更新投資に対する負担金は、
大規模更新投資の時期において、
一定の財源確保が可能



維持・更新を行うことが中心な水道事業に
適合する

②メーター負担金



隔測水道メーター：
集合住宅等の戸別検針を1か所で行うために設置する遠隔測定式水道メーター
(オーナー私有)



変更時に負担



直読水道メーター：
水道局から貸与し使用者に管理していただくメーター

②メーター負担金

試算額と現行負担金の比較

(単位：円、税抜)

口径	隔測メーター設備の設置後の 期間及びメーター取替回数	試算額	現行負担金	比較
1 3 mm	8 年以下 5 回相当	11,200	11,600	△ 400
	8 年超 1 6 年以下 4 回相当	9,500	9,900	△ 400
	1 6 年超 3 回相当	7,900	8,300	△ 400
2 0 mm	8 年以下 5 回相当	15,100	14,500	600
	8 年超 1 6 年以下 4 回相当	12,700	12,300	400
	1 6 年超 3 回相当	10,200	10,000	200
2 5 mm 以上	8 年以下 5 回相当	17,600	16,500	1,100
	8 年超 1 6 年以下 4 回相当	14,600	13,900	700
	1 6 年超 3 回相当	11,700	11,200	500

➡ (事務局案) 現行負担金の据え置き